〇総務省令第四十号

雇 用 保 険法 \mathcal{O} 部を改正する法律 (平成二十六年法律第十三号) の施行に伴い、 失業者の退職手当支給規

則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣 新藤 義孝

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令

失業者 \mathcal{O} 退 職 手当支給規 則 昭昭 和 五 十年 総 理 府 令 第十四号) の <u>ー</u> 部を次のように改 正 する。

第六条第一 項 中 「公共職業安定所の長は、」 の 下 に 「 退 職 \mathcal{O} 際 を加え、 同条第四 項の 次に次の二項を加

える。

5 受給資格者は、 受給資格 証 (特 例 職員以外の受給資 具格者に ついては受給資格証 (その一) を、 特 例 職 員

で ある受給資 格者に つい て は受給資 格証 (その二) をいう。 以下同じ。 の交付を受けた後、 氏 名 を変 更

L た場合にあつて は 別記様式第三の二による受給資格者氏名変更届に、 住 所又は居所を変更した場合に あ

つて は別記 様式第三の二による受給資格者住所変更届に、 氏名又は住所若しくは居所の変更の事 実を証 明

することができる書類及び受給資格証を添えて、 変更後最初に出頭した失業の認定日に管轄公共職業安定

所 \mathcal{O} 長に提出しなけ ればならない。 ただし、 受給資格証を提出することができないことについ て正当な理

由があるときは、これを添えないことができる。

6 管 轄 公共 職業安定所の 長 は、 受給資格 者氏名変更届 又は受給資格者住所変更届 の提出を受けたときは、

受給資 格 証 に必要な改定をし、 当該受給資格者に返付しなければならな \ <u>`</u>

第八条第一 項中 (特例 職 員以外 の受給資格者に つい て は受給資格証 (その一) を、 特例職員である受給

資 格 者に 0 1 て は 受 給資 格 証 (そ *の* <u>-</u> を いう。 以下 同 じ。 を 削 る。

第 十三条第一 項 中 「ときは、」 の 下 に 「別記様式第八の二による」 を加える。

第十九条第一 項及び第二項中 「第五 条前段」の下に「、 第六条第五 項及び第六 項 を加える。

第二十 一条第 項中 同 号 口 に .該当する者に係る就 業促 進 手 **当** \subseteq 0) 下に 「雇 用 保 険 法 施 行 規 則 昭昭 和 五.

+ 年 -労働: 省 令第三号) 第八十三条 0 兀 に 規定する就 業 促進 定着手当 (以 下 就 業促 進 定 着 手 とい う。

を除 を、 一再 就 職 手当に相当する退職 手当支給申 請 書に」の下に 同条に規定する就業促進 定 着 手

当に相当する退職手当にあつては別 記様式第十一の四による就業促進定着手当に相当する退職 手当支給申請

書に」を加え、「同項第二号」を「第一項第二号」に改める。

別記様式第一(表面)⑥欄を次のように改める。

	⑥ 生年月日 及び年齢	
1 /4/2	日本 日本	
汇	平	
j	月	
ℯ	ш	

別記様式第二(表面)④欄を次のように改める。

	(4)
	土繪
	年月日
	用及用
	が年
_	m
	昭和 平成
	平
	Я
	ш
	摧
	振
_	

別記様式第三(その一) (第一面)及び(その二) (第一面)受給資格者欄を次のように改める。

N 10		1-44	74.	1.50
□ 	夲	資	諮	AM
AM	*	隣	Ħ	Ħ
給期	霽	靈	严	
西 腊			×	
満了	平	#	97	
年月	H	H	田	
ш	ш	ш	严	₩
平成	平成	平成		
件	併	併		
Н	Н	Н		
Ш	Ш	ш		
		対		
		職		
	謏	田田		
	禁			\ less
平				男•
				女
五	獲			并
				審
	理器			瀘
				len L
				振

支給番	号															
新氏名																
	フリ ガナ															
1 氏名	新															
	旧															
	新															
2 住所																
3 生年			3和 成	年	月	日	4	変更年月	日	平成	年	月	目			
失業者の	の退職手			育6条第	男5項の	規定により	上記の	のとおり盾	届けま	す。						
	平成	年	手 月] [1											
				(高年齢	令・特例)受給資格	者氏名	Ż							_	扣
	公共職	業安定	官所長	殿												
							3	支給番号	()	
							Ē	 直話番号	()	
													*	《口座名義	多変更	[確認欄
備																
考																
有																
l							所		次		課		係		15	
							長		長		長		長		係	

(日本工業規格A列4)

別記様式第3の2 (裏面)

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、 2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1 欄には記載しないこと。
- 3 3・4欄の下の「(高年齢・特例)受給資格者氏名」欄については、記名押印又は 署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

認定日時 月 日 時から 時まで

失業認定申告書

月日	時から	時まで (該当のところへ○印を付け必要な事柄を記載して下さい										さい。	,)						
①失業の認定	をイ	した			1	2	3	4	5	6	7	0.1 011	1	2	3	4	5	6	7
受けようと	す(就職		をした目は		8	9				13	14		8	9	10	11	12	13	14
る期間中に	`		t手伝いをし 右のカレン		8	9	10	11	12										
就職、就労 内職又は手	N		てください。	月	15	16	17	18	19	20	21	月	15	16	17	18	19	20	21
いをしまし	た				22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
か。	口	しない			29	30	31						29	30	31				
②内職又は手	伝いをし	て収入	を得た人	収入の	あつた	<u>.</u> 目	月	月	収	入額		円	何日	L 1分σ)収入	、カュ		日	分
は、収入のな				収入の	あつた	: 目	月	目	収	入額		円	何日	分 σ	収入	、カュ		月	分
が何日分の	収入かを	記入し	てくださ	収入の	あつた	- 月	月	目	収	入額		円	何日	分 σ	収入	、か		月	分
い。 ③失業の認定を	シ受け ト	うレする	5 期間中に	引き続い	て計脈	部生え	>控]	<u>‡1</u>	たか										
	2000		職活動をと)									
			職活動の力		活動					の名	称		习	マ職 沿	動の	内容			
		(イ)	公共職業	安定所															
			こよる職業	泪談、															
				77 A 166															
			民間職業																
			炎、職業紹2																
		(ハ)	労働者派法	貴機関															
			による派遣就業相																
			炎等 公的機関 ^領	空ルフト															
, hm: 1			る職業相談																
イ 探した	• •		(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してく													てく	ださい	∕ \°	
		車業記	所名、部署	応募	Я	広算	專方 治	į.	職種		広	募の動機	í.			広莫	の結	果	
		ず木儿	刀石、即名	//11/95	H	70.9	577 12	7	THATE	(,		日人の紹介				//LI-95	° ≥ /нµ .	//<	
												所聞広告	/ 1						
												忧職情報							
												インター	ネッ	F					
												たの他 T人の紹	<u>^</u>						
												けんいね) f聞広告	/						
			(ハ)就職情報誌																
											(ニ) インターネット								
		خ)	との理由を	(ホ) その他															
ロ 探さな	かつた	()	C V / 生田 亿 ;	六 lanlic	口口甲以(C V	.)											
		イが	************************************																
			いじられない	へ 応じ	じられ	ない	理由	は何~	ですカ	70									
④今、公共職業										この理			, , , , , , ,				- I		
から自分に 仕事が紹介				(口) 値 都合			豕 庭	り事情	手のた	め (1	列えば、	結婚:	準備、		成、 首	î 児、	冢事	<i>▶0</i>)
ば、すぐに帰				(ハ			- /	ためこ	又は京	職予	定がる	あるため							
ますか。				(=)自	営業	を開	始した	こため	又は	自営	業開始の	予定:	がある	うた め	5			
				(ホ) そ	の他													,
⑤就職もしく	ナ白労			(1	1) 公	一十一世	光 / :-	字形》	刀介		4台)	職先事業	(日に))
業を開始した		l			2)職						(ÆL	似儿事未	<i>₹/</i> / /						
はその予定の		一一京	北職		3) 自														
人が記入して	てくだ				月	日	より	就職	(予定	₹)									
さい。		口貞	自営		月	日	より	自営	と 関が										
生業者の言	 艮職 毛			 1 頂の‡	目定に	ト n	上記	のレー	(予算		ま す								
		年		11.8000	LALIC		pc	<i>پ</i> ے د	9)	- Д С	5 7 0								
			公共職業	安定所長)									
	I			1		5	を給資	督格者	氏名	1					1		印 T		
※公共職業安	※公共職業安 年 月 認定対象期間			認定	日数		日	連絡	事項							取扱			
定所記載欄	やいくてい	〜~~〉〉 11日】	~ 年 月	hr.VE	. F- %A		-	人工 か口	T . X							者印			

(日本工業規格A列4)

別記様式第6(裏面)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 ①欄及び③欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日(この申告書を提出する日)の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである(無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。)。
- 5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第 19 条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であって、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものである。

なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。

- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ③の(2)欄には、③の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、 事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。

また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を 具体的に記載すること。

- 8 ④欄の口の(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介しても すぐには応じられない理由を () の中に具体的に記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第七(表面)②欄を次のように改める。

					②公共職業訓練等に関す を 会事項
		この欄の	(5) 受講開 始年月日	(2)職種	(1)種類
	平成 年	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。	平成 年		1 公共職業訓練
(公共職業割	Я В	のないことを記	月 日 (6)	(3)期間	2 雇用保険法 第 63 条第1 項第3 号の講 習及び訓練
(公共職業訓練等の施設の長の職 氏名)		[明する。	(6)終了予 平成 定年月日		3 障害者の雇用の促進等に 用の促進等に 関する法律第 13条の適応響
長の職 氏名)			年 月 日	(4) 昼夜間の別	4 高年齢者等の雇用 の安定等に関する か安定等に関する 法律第23条第1項 の計画に準拠した 同項第3号に掲げ る訓練
印				昼間・夜間	5 沖縄振興特別 措置法第 81 条 に基づく職業型 業

別記様式第八注意4中「25」を「21」に改める。

別記様式第八の次に次の様式を加える。

公共職業訓練等受講証明書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

支給番号							未支	給区分	(1 未	支給、空	欄 =	未支糸	合以夕	k)			
待期満了年	月日	平成	年	月	日												
支給期間	初日	平成	年	月	日		末日	平	成	年 月	ļ	3					
認定日数			受講日数	汝		通所日数	Ţ	特	定職種受	講日数			寄宿	1日数	ζ		
内職(労働	日数、山	仅入額)				Р	就業	手当支	給日数		早期	就業支	援金支	支給日	数		
1 受講者	 毛名							2	証明対	対象期間	平原	戈	年		月		
3 訓練受	講職種							•									
4 右のカ	レンダー	に該当っ	する印をつ	つけ	てください	١,					1	2	3	4	5	6	7
(1)公	共職業訓	練等が行	うわれな た	うっつて	た目 (目・	祝日等)	=印				8	9	10	11	12	13	14
(2)公	共職業訓	練等を引	受けなかっ	った	目のうち						15	16	17	18	19	20	21
イ	疾病	又は負傷	による場	合			〇印										
	イ以外	外でやむ	を得ない	理由	Iがある場	合	△印				22	23	24	25	26	27	28
ン	、やむ	を得ない	理由がな	い場	合		×印				29	30	31				
5 特記事	頁																
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。																	
平成 年 月 日																	
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印																	
6 2の期間	引中に就	職、就労	方、内職又	くは引	手伝いをし	ましたか	1					1	・レオ	<u>}-</u>	口	しなり	/
7 2の期間	引中に内	職又は手	伝いをし	て収	又入を得ま	したか。						イ	得/	Ė	口	得ない	()
8 寄宿の	有無	有 ()	• 無	
		申告しま															
また、					職業訓練	等の施設の	り長に委任	£しまっ	す。								
	平成	年	月	目		Ā	受講者氏々	ζ.							印		
		文論者以行															
	公共職業安定所長 殿																
※連絡事項	直絡事項																
備																	
考																	
							ı	1	-	1							
						所		次		課		係			係		
						長		長		長		長					

別記様式第8の2 (裏面)

注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要 な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6 欄及び7 欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6 欄又は7 欄に おいてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告するこ と。
- 4 6 欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修 了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を 営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就 いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をし た場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満で あっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。)、又 は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等 をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労し たことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより 記載すること。

また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。

9 ※印欄には、記載しないこと。

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

									受	給資格	証番号	<u>=</u> ,			
申請者	①氏名				(②性別	男・	女	③生	年月日	昭和平月		年	月	日
≓A.	④ 傷症	病の名称及びそ	の程度		·										
診療	⑤ 衫	刀診年月日		平成	年	月	F								
担当者	6 (高病の経過		平成	成 年 月 日 治ゆ、転医、中止							上、継	続中		
\mathcal{O}	_	房のため職業に		平成	年	月	F	から	· [п	BB			
証 明	とかれる其	できなかつたと 別間	:認めら	平成	年	月	F	まて			日	间			
	⑧ 上記	己のとおり証明	する。												
	平成 年 月 日									電話	番号				
		診療機関	目の所在5	也及び	名称										
		診療担当	省												印
支給		ーの傷病により ぶできる給付	受ける	(1)	(2)	3) (4)	(5)	(6)	(7)						
申	⑩ 90 できる)給付を受ける	ことが	平成	年	月 日		から	平成	年	月日]ま~	で	日間	1
請期間	か) 判 间		平成	年	月 日		から	平成	年	月日	まっ	で	日間	1
旧	_	馬手当に相当す の支給を受けよ 罰		平成	年	月 日		から	平成	年	月日	ま~	で	日間	1
又		手伝いをした日 つた日、その額 ください。	内職又は 月 日			収入の) あつた) あつた) あつた	日月	目	収入額 収入額 収入額		円値	可日分の 可日分の 可日分の	収入か	日分 日分
	失業者の退職手当支給規則第14条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支 給を申請します。														
	平成 年 月 日 申請者氏名 印 :														
		公共職業安	定所長	殿			Ħ	前有	「 氏名					FI	1
※ 欠	1理欄 才	え 給期間 平	成 年	E J	1	目から	平成	年	Ē,	月	日まで	Ţ.		F	間
	•					所		次		課		係		係	
						長		長		長		長			

(日本工業規格A列4

別記様式第9 (裏面)

- 1 この申請書は、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 ⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従つて 該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての 給付の番号)を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (4) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (5) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂 行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 ⑩欄には、⑦欄の期間のうち、⑨欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑨欄で 2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記載すること。
- 5 ⑫欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 6 ⑫欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

高年齡受給資格者氏名

殿

公共職業安定所長

※公共職業安

定所記載欄

連絡

事項

(日本工業規格A列4)

囙

取 扱

者印

別記様式第10の2(裏面)

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として 1 日の労働時間が 4 時間以上のもの(4 時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄の口の(ホ) その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない 理由を()の中に具体的に記載すること。

特例受給資格証番号(

特例受給資格者氏名

殿

公共職業安定所長

※公共職業安

定所記載欄

連絡

事項

印

取 扱

者印

別記様式第11(裏面)

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として 1 日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄の口の(ホ) その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない 理由を()の中に具体的に記載すること。

別 記様式第十一の三(表面) 及び第十二 (表面) ⑧欄を次のように改める。

	用期間
定めあり —— (年 カ 契約更新条項 (イ 有 年を超えて雇用する見込み (イ 有	めなし

別 記様式第十一の三(表面) 及び第十二 (表面) ⑩欄を次のように改める。

8 年つ退に無 8日八職相の日ノ職日の日ン職日の日で手当届前の手が手当 入3再又る 年年就は退 月間職常職 日に手用手 又お当就当 はけに職の 事る相支受 業就当度給 開業す手の 始にる当有 П N N 再退 再退 就職 就職 職手 職手 手判 手៕ 当を 当多 に要 に要 柏給 柏給 ┌账 一账 45 4 1104 1104 不証 不選 職が 職が 東手当又 ない。 手者 **と三** \bowtie 94 97 部 疟 \mathbb{H} \mathbb{H} 蚂 葬 摄 囊 本 本 東 寅 # # 账 ШК Ñ Fi 盐 盐 胀 账 4 4

別 記 |様式第十一の三(裏面 注意事項5及び第十二(裏面) 注意事項3を次のように改める。

間該 多多当 8)欄は、該当な と具体的に記載 当するものの記 す載記るす号 記るを导とそ をなり、国になぞれり、日になられている。 目むこと。また、 契約更新条項()で囲むこと。 9 П 作 無及 定めあ び1年を 哲 を〇で囲んだ場合には、その雇用期 超えて雇用する見込みの有無について

別記様式第十一の三の次に次の様式を加える。

事業主の証明

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1. 氏名				2.		資格証						
0 D	_				番号	•						
3. 住所 =	Ē											
4.	名 称							事業所		_	_	
就職先の	-r-1-11.							番号				
事業所	所在地		Ŧ					(電話番号	导)	
5. 一週間の所気	官労働時間	時間	分 6. 求人申込み時等に明示した賃金額(月額) 万 千円									
7. 雇用期間。	中の賃金支	払状況	<u>.</u>									
①賃金支払対象	2	③ 賃	金額	4	備考							
		① の	(A		B		計				
		基礎										
		日数										
月 日 ~	月日											
月日~	月日											
月 日 ~	月 日											
月 日 ~	月 日											
月日~	月日											
月 日 ~	月 日											
月 日 ~	月日											
就職年月日 ~	月日											
8. 上記の記載	事実に誤りか	ぶないこ	とを証明	月する。			ı					
平成年月	日日		(法	事業主 人のとき		な及び件:	表者	千名)		印		
9. 失業者の退									手当に:	相当する		
退職手当の	支給を申請し	ンます。										
平成 年 月	目											
	美安定所長	殿		申請者	氏名					印		
備考												
<u> </u>			所		次		課		係			
			長		長		長		長	係		

日本工業規格 A列4)

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6ヵ月に至った日の翌日から起算して2 ヵ月以内に、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。なお、 期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にあっては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあっては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
- (1) 申請者の記載事項
 - 9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- (2) 事業主の記載事項
 - ア 5 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6ヵ月に至った時点における一週間の所定労働時間 を記載すること。
 - イ 6欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を 記載すること。
 - ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中 に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定 められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日 の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

公共職業安定所記載欄

(施行期日)

1 この省令は、 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十六年四月一日) から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の別記様式第一、 別記様式第二、 別記様式第三(その一)、別記様式第三(その

別記様式第六、 別記様式第七、 別記様式第八、 別記様式第九、 別記様式第十の二、 別記様式第十一

別記様式第十一の三、 別記様式第十二は、 当分の間、 従前 \mathcal{O} 様式のものによることができる。